

絆きずな

【kizuna】

ぐんま人権情報誌【春夏号】 VOL.14 2014

特集

「法・権利」を学び、自分のものとして
理解しておきましょう



セーフネット標語「おぜのかみさま」の内容

【標語の内容】	【子どもたちを守りたい】
お・おくらない(写真)	「児童ポルノの被害から」
ぜ・ぜつたいに会わない!	「性犯罪の被害から」
の・のせない(個人情報)	「個人情報の漏洩から」
か・かきこまない(悪口)	「ネット上のいじめから」
み・みない(有害サイト)	「有害サイトから」
さ・さがさない(出会い)	「出会い系サイトから」
ま・まもる(ルール)	「ネット依存症から」

「おぜのかみさま」は子どもにインターネットの危険性やルールをわかりやすく理解させるための標語です。

目次

巻頭言

子どもたちを守る法教育の新たな展開
群馬県法教育推進協議会事務局長
高崎市教育委員会教育長 飯野 眞幸 2・3

行政・機関の協働、連携した取り組み

法教育への法テラスの取り組みについて
日本司法支援センター群馬地方事務所
副所長 橋爪 健 4

随想

子どもの育ちを支えるものは
群馬県中央児童相談所 所長 真下 潔 5

随想

~更生に必要な社会の理解と協力~
『寮生への絵手紙指導を通して』
絵手紙講師 小林 生子 6

地域の活動

子どもたちが安心・安全に生活できる家庭・学校・地域づくり
高崎市片岡中学校青少年健全育成推進委員会
会長 松本 源治 7

インフォメーション

- 「出前講座」のご案内
群馬弁護士会法教育推進委員会
- 人権啓発ビデオ
「わたしたちの声 3人の物語」をご利用ください。

あとがき 8

巻頭言



子どもたちを守る法教育の新たな展開 ～群馬県法教育推進協議会の設立～

群馬県法教育推進協議会事務局長
高崎市教育委員会教育長
飯野 眞幸

法教育は、児童生徒等が、法や司法制度、またこれらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育で、法務省が中心となり推進してきました。

模擬裁判や裁判官、検察官、弁護士等法曹関係者による出前授業なども行われていますが、学校現場への浸透は十分ではありませんでした。その最大の理由は、国の取組の受け皿が地方になかったことです。法教育を推進するためには地方の推進協議会の設立が不可欠と考えていました。

そのような折り、平成25年6月に、「いじめ防止対策推進法」が成立しました。この法律では、「児童生徒はいじめを行ってはならない」という規定も入りました。

また学校には、いじめが犯罪行為に該当する場合には警察への通報、いじめ防止の研修会の実施等も義務づけられました。

そこで、高崎健康福祉大学人間発達学部長の森部英生教授とともに、群馬県法教育推進協議会設立に向けた取組を加速させることとし、法務省の助言をいただきながら関係機関に呼びかけ、今年1月22日に群馬県庁にて、設立総会を開くことができました。

当日は、法教育実施機関・団体、教育関係機関・団体及び法務省から計38名の方の参加がありました。(3P参照)参加者から法教育の取組についての報告がなされ、協議会として今後どのような取組が可能か協議しました。

その結果、すぐに取り組むこととして、法教育実施機関等についてはどのようなサービスが提供できるか、また学校やPTAは法教育実施機関等どのようなサービスを提供してもらいたいかという調査をすることとしました。

特に、法教育実施機関等がどのような活動を行っているか、また今後どのような活動を行ってくれるのか、費用や受付窓口はどこか等が一覧表になり、県内の各学校は事務局である高崎市教育委員会のホームページから確認できるようになったことは画期的なことであると思っています。



また、総会においては、来年度、法教育推進のための研究協議会を学校を会場に開催することも承認されました。例えば、裁判官、検察官、弁護士など法曹関係者による出前授業や教員とのコラボ授業などを通じた活発な協議が期待できます。初年度には盛りだくさんことはできませんが、将来的には、本県独自の法教育のカリキュラムや教材の開発や、法教育の視点を取り入れた作文や論文の募集等もできるのではないかと考えています。この取り組みは全国初であり、当日参加された法務省からも熱い期待が表明されました。

高崎市は平成24年4月より、法教育に視点を当てた「学校におけるいじめ防止プログラム」により、いじめ防止に特化した取組を進めてきました。このプログラムのサブタイトルは「いじめによる犠牲者をださないために」とあります。

いじめの加害者もある意味犠牲者です。法教育には、子どもたちが被害にあつたり、あるいは加害者として、法的な責任を問われたりすることのないようにという願いも込められています。いじめ問題も学校内でのいじめからスマートフォン等によるインターネットによるいじめにそのウエイトが変わりつつあります。そのような問題を未然に防ぐためにも、子どもたちに法や司法によって自らの権利・自由が守られて、他者の権利・自由を等しく尊重する理念を体得させる法教育のさらなる充実に向けて努力していきたいと考えています。



設立協議会の様子

当日参加団体 (26団体 県内)

- | | | | |
|---------|-----------|---------------|---------------|
| 前橋地方裁判所 | 前橋少年鑑別所 | 群馬県教育委員会 | 群馬県高等学校PTA連合会 |
| 前橋家庭裁判所 | 前橋保護観察所 | 群馬県小学校長会 | 上毛新聞社 |
| 前橋地方法務局 | 群馬弁護士会 | 群馬県中学校長会 | 前橋市立前橋高等学校 |
| 前橋地方検察庁 | 群馬司法書士会 | 群馬県高等学校長協会 | 高崎健康福祉大学 |
| 前橋刑務所 | 法テラス群馬 | 群馬県市立中等高等学校協会 | 高崎市教育委員会 |
| 赤城少年院 | 群馬県保護司連合会 | 群馬県小中学校PTA連合会 | |
| 榛名女子学園 | 群馬県警察本部 | | |

表紙について

県では、セーフネット標語「おぜのかみさま」を活用し、性犯罪や児童ポルノ等の犯罪から青少年を守るとともに、青少年がいじめや誹謗中傷等による人権侵害の加害者、被害者、また傍観者にならないように広報、意識啓発に取り組んでいます。
子どもにスマートフォン等をもたせる場合は、「おぜのかみさま」を守らせて、安全・安心にインターネットを使わせるようにしましょう。
(県少子化対策・青少年課)

法教育への法テラスの 取り組みについて

日本司法支援センター群馬地方事務所
副所長 橋爪 健

法テラス（日本司法支援センター）は、国民が全国のどこにいても、法的問題を解決する制度をより容易に利用でき、きめ細かな情報の提供や弁護士、司法書士など法律専門家による援助など、総合的な法的サービスをより身近に受けられるようにすることを目的として、平成18年に設立されました。

そして、司法に手が届きにくい弱い立場の人への総合的な法律支援として、法的情報の入手が困難な人を支援する情報提供業務、経済的に困っている人を支援するための民事法律扶助業務、犯罪被害に苦しんでいる人を支援する犯罪被害者支援業務などに取り組んできました（詳しくは法テラスのホームページをご覧ください）。

法教育は、次代を担う子どもたちに求められる、「生きる力」を育むものです。

法的問題への対応力を養うことによって、紛争を未然に防止したり、深刻化する前に適切に解

日本司法支援センター 法テラス

決したりすることができ、個人が豊かな社会生活を送るのに役立ち、よりよい社会の実現につながります。

法テラスでは、社会人が実生活で必要とする実践的な法情報の提供を行なってきましたが、生きる力の育成に役立つ法教育の普及についても、関係機関と十分な連携を図りながら力を入れて取り組んでいます。

これまで、全国の法テラス地方事務所で行なわれた法教育への具体的な取組例としては、「法教育に関する情報・資源の集中と蓄積」、「海外の制度の情報収集と蓄積」、「スタッフ弁護士等の学校への派遣（授業案への助言、授業補助、実践等）」、「一般市民を対象とした『暮らしに役立つ法律講座』などの講演を実施」、「民生委員や社会福祉協議会職員等を対象とした法に関する講義の実施」、「法教育関係者を集めたシンポジウムの開催」などがあげられます。

群馬地方事務所においても、この度の群馬県法教育推進協議会への参加を契機として、法教育に資する情報の普及により一層取り組んでまいります。



～ 随想 ～

子どもの育ちを支えるものは

群馬県中央児童相談所 所長 真下 潔



今の社会状況を考えると、どういう言葉で言い表せるでしょうか。「不穏」、「落ち着きがない」、「不安定」、「安心できない」等々、人それぞれの表現があると思いますが、共通するのは、多くの人がプラスイメージを持っていないことではないでしょうか。

そのような社会情勢の中で、子どもは生まれ、育っています。また言い換えれば、人は子どもを産み、親として育てています。

子育ては親が中心になって行うものとして考えられがちですが、親も子も社会の中で生活しながら子育てをし、育っています。少なからず社会の状況の影響を受けるはずですが。

子育てに、もう一つ視点があると思います。それは子育てをする親自身が成熟しているかどうかということです。親自身の成長過程における社会情勢もまた、現在の子育てに大きく影響していると思います。これらを考えると、子どもの「育ち」を保障するものは、社会情勢の安定度と親になるための人としての成熟度という考えができるかも知れません。

子どもたちは、本来家庭というミニ社会の中で、親から現実の社会の中で健康に生きていくためのスキルを学び、保育園（幼稚園）、学校と徐々

にスキルアップをし、社会に巣立っていきます。このプロセスがうまくいけば、健康な社会人として自立できるわけです。

しかし、前述の社会情勢のマイナスイメージにもあるように、多くの子どもたちや親がこのプロセスを踏めずにいるのではないのでしょうか。

子どもたちが、不安定な、不十分な育ちのプロセスを踏む中で、様々な問題が出てきます。「常識」、「規範」、「ルール」等々習得不十分な子どもたちが多くいるのではないのでしょうか。そこから、「非行」、「不登校」、「虐待」等々の問題が生じるのではないのでしょうか。親も悩んでいます。子どもたちも不安に思っています。

我々のできることは何でしょうか。立ち止まって、子どもたちの未来を考えながら、社会の基盤を考え直すことはできないのでしょうか。



更生に必要な社会の理解と協力

「寮生への絵手紙指導を通して」

絵手紙講師 小林 生子

現在、前橋・高崎・イズの各カルチャーセンターで絵手紙講師、地域公民館絵手紙講師、日本絵手紙協会指導者養成講座担当講師、群馬県仏教保護会絵手紙教室講師などに従事



絵手紙教室の仲間と

「元気になっています。」「お世話になりました。」施設に宿泊している人たちの絵手紙に添えられた言葉です。家族や友人から離れ、どんな気持ちで過ごしてきたか、言葉に託された思いが伝わってきます。

群馬県仏教保護会では事業として、保護観察所の委託を受け、矯正施設（前橋刑務所ほか）で刑を修了した人に出所後の住まいや就職先が見つかるまでの間、宿泊保護施設を設けているのです。

年に数回のボランティアを始めて3年になります。1度に6～7人の参加者がいますが、順次退所、社会復帰していかれるので毎回初心者が対象となっています。

勉強会の時間は、約1時間30分、その間に2枚を仕上げていきます。

まず、「ヘタでいい、ヘタがいい」、そして絵手紙の大事な精神である“ありのまま”でいいことを伝え、線の練習から入っていきます。

ハガキなどの小さなスペースに思いを込めて、絵や文字を入れ、色をつけていきます。筆を使うことで初めての人でも心の動きが、そのまま絵に

なり言葉になって表れるのです。

最初は、「字がヘタだから」「絵は苦手だから」と気がすすまず、固い顔の人もいますが、一枚二枚と描き終えるころには、ほっこりとして別人に見えてきます。

たかがハガキ2枚ですが、仕上げたときの達成感、成成感自信を生み、その人の心を変える力があるように見受けられます。

それだけ感受性が強いとも言えるでしょう。今は、定着した絵手紙の勉強会ですが、社会からの受け入れが課題である寮生の自立更生・社会復帰の支援につながるものと企画立案された行政関係者の発想は素晴らしいものであったと思います。この絵手紙の勉強会が寮生のこれからに役立ってくれるであろうことを願っています。

複雑な現代社会の中で、悩む人が増え続けている今日、人と人を繋ぐコミュニケーションの手段として絵手紙の可能性を広げていきたいと思っています。



子どもたちが安心・安全に生活できる 家庭・学校・地域づくり

～中学校区を基盤にした世代間ふれあい活動～

高崎市片岡中学校区青少年健全育成推進委員会 会長 松本 源治



高崎市の西部に位置し、世帯数7,100、人口16,000、29行政区からなる校区で、烏川の清流と観音山丘陵に囲まれ山紫水明の住宅地域です。

本会は、昭和54年に片岡小学校から分離独立した乗附小学校開校を機に片岡中学校を中心とした組織として設置し、育成関係団体と学校・家庭との連絡協力を図り、地域の実情に即した活動目標を掲げ、青少年の健全育成に資する事業を実施することを目的としています。

具体的には次のとおりです。

1. 青少年健全育成大会・パレードの実施



昭和55年に第1回青少年健全育成大会・街頭パレードを実施し、前年度で36回を数えました。「心豊かで逞しい児童生徒の育成」「安心・安全なまちづくり」をかかげ、地域住民の理解と協力のもとに展開しております。

参加団体・機関は、育成団体、片岡小・乗附小・片岡中の児童生徒・職員、市教育委員会、高崎警察署のご理解、ご協力により700名ほどが参加し、伝統行事として定着しています。

2. 地域安全自主パトロールの実施、ステッカーの掲示

平成13年に大阪で発生した池田小児童殺傷事件を受け、直ちに児童・生徒・学校の安全確保のために自主パトロールを開始しました。「地域の子どもは地域で守り育てる」をスローガンに、下校時・夜間の徒歩パトロール、青色回転灯による登下校時

のパトロールを継続実施しています。

また「青少年健全育成・防犯活動実践の家」ステッカーを全世帯7100戸に配布、玄関前に掲示、地域住民総参加で住民防犯意識の高揚を図っています。

3. 平成4年より児童生徒の登下校時に、地域住民の協力を得て「子どもを守る家・店」の看板を通学路中心に校区内全域に掲示して不審者対策を図っています。また、「気くばり、目配り、地域の目」の幟旗を学校周辺や校区内の要所に掲出し、犯罪予防に努めています。

4. 学校、警察、育成団体の連携で緊急時に備え、緊急連絡網を設置、万全の体制を整えています。



その他、あじさい祭りで小中学生の作品募集、親子で考える健全育成標語の募集、三世代ふれあい大運動会、ソフトバレーボール大会、高齢者、小中学生ふれあい体験、文化祭、作品展、小中学生出品展示、学校、地域の環境美化活動などを実施し、地域の行事を通じて人権意識の高揚に努めています。

子どもたちが誘い合って、地域行事の企画に参加、体験することで、地域社会の一員としての自覚、地域の人たちに育まれているとの意識が醸成され、顔の見える地域、お互いを大事にするという思いやりと豊かな心が育ち、明るく住みよい地域社会が構築されるものと思っ地域活動に取り組んでおります。



■「出前講座」のご案内 群馬弁護士会法教育推進委員会

群馬弁護士会では、県内の小中高等学校を対象に弁護士が直接学校に出向く出前講座を行っています。小学校では、公平とは何か考えてもらいルール作りを学んだり、中学校、高等学校では、模擬裁判を上演してもらいます。

法教育推進協議会の設立を機に、他機関との連携を進め一層充実させていきたいと考えております。

出前講座では、児童生徒の皆さんの発達段階に応じて、多くの教材、カリキュラムを用意しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉

〒371-0026 前橋市大手町3-6-6

群馬弁護士会法教育推進委員会 (担当 野澤)

電話 027-233-4804 FAX 027-234-7425

メール info@gunben.or.jp



■人権啓発ビデオ「わたしたちの声 3人の物語」をご利用ください。

～「全国中学生人権作文コンテスト」入賞作品をもとに～

いじめや偏見、東日本大震災を機にした人の温かさ・心ない言動、アメリカと日本の対人関係の比較など経験に基づき、人権について考えさせる作品です。

〈問い合わせ先〉

群馬県人権男女共同参画課

電話 027-226-2906

FAX 027-220-4424

前橋地方法務局人権擁護課

電話 027-221-4426

FAX 027-220-4208



字幕／副音声入り
活用の手引付き

子どもの人権110番 (全国共通・通話料無料)

0120-007-110

子どものための相談です。

一人で悩まず相談しよう!

秘密は守ります。



人権イメージキャラクター KEN まもる君・KEN あゆみちゃん

主催：群馬県 群馬県人権啓発活動ネットワーク協議会 前橋地方法務局 群馬県人権擁護委員連合会
後援：群馬県教育委員会

あとがき

編集を通して、私たちの生活は、ルール、規則、きまりなどの名の下に守られていることを実感しました。ルールを守ることは、共同生活を送る上での基本的な事項なのだと思います。そうした態度は、日常生活の様々な場面で小さいときから培われていくものではないでしょうか。

家庭や地域、学校、職場などそれぞれの場で、誰もがルールを守り、人との信頼関係が築け、「住みよい社会」となることを願うものです。(こ)

絆 きずな
[kizuna]

ぐんま人権情報誌【季刊号】

VOL.14
2014

●発行／群馬県人権男女共同参画課
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号
TEL.027-226-2906(直通) FAX.027-220-4424